

## 電力・ガスシステム改革に関わる意見

日本生活協同組合連合会

電力・ガスシステム改革では、電力・都市ガスに関わる消費者の選択（料金体系、サービス、発電源、小売事業者など）が保障され、公正で透明な競争市場を通じて、より低廉な電気の供給されることが期待されます。このような状況を生み出すためには、消費者政策の一般的な必要性（事業者と消費者の情報や交渉力などの非対称性による消費者の権利擁護）に基づく一定の行政関与が必要であるとともに、電力・都市ガス分野では、消費生活における必需性、既存の供給事業者がきわめて大きいこと、送配電部門（ガスは導管部門）の独占の継続などから、その特殊性も踏まえ、消費者の権利を守るための行政の関与の仕組みも必要と考えます。また、上記の仕組みは、電気、都市ガスなどの縦割りの仕組みではなく、現在すでに自由市場となっている LP ガス、灯油などを含む家庭用エネルギー全体を視野に置く必要もあります。こうしたことから、現在、当会では、家庭用エネルギー全般にわたる消費者の権利を守るための政策制度のあり方を検討していますが、2016年4月に予定されている家庭用の電力小売自由化に向けて、当面、以下の4点につきまして、意見を申し上げます。

### 1. 消費者への情報公開・情報提供について

消費者が、電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られて、選択できるようにするために、「料金体系・サービス・供給条件・電源構成(※)」に関する消費者への情報提供とインターネット上での情報公開を義務づけること。また、消費者がそれらを容易に比較できるよう条件整備を図ること。

※電源構成は、「原子力発電」「石炭火力発電」「石油火力発電」「LNG火力発電」「水力発電」「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電」「地熱発電」など、具体的な発電源の名称と比率を示すこと。固定価格買取制度を活用した再生可能エネルギーの表示の取り扱いについては、国民・消費者の意見を聴いた上で、慎重に検討・判断すること。

### 2. 電力・ガス取引監視等委員会への消費者の参画・意見反映などについて

消費者の権利を守るために、電力・ガス取引監視等委員会の組織内に消費者代表が参画できる場を設置するなど、消費者の意見が適切に反映される組織的な保障を図ること。また、総合エネルギー市場が生まれることを想定した場合、エネルギー間の枠組みを越えた対応も必要となることから、電力、都市ガスと競合・補完関係にある LP ガス、灯油などの家庭用エネルギーも監視等の対象に含めること。

### 3. 小売事業者の切り替えなどに伴う苦情処理、紛争処理体制の強化について

消費者が小売事業者やサービスメニューなどを変更する際に、トラブルが発生する可能性があることから、そうした際に消費者の立場にたって苦情処理、紛争処理をできるような体制づくりを進めること。特に、エネルギー分野の苦情処理には、一定の専門性が求められるため、従来の消費生活センターなどに加えて、より専門的な相談を受け付ける組織が必要であり、2016年4月に家庭用の電力小売の自由化も始まることから早急に具体化を図ること。

### 4. 発送電分離の確実な実施について

送配電部門の中立性の確保の観点から、既存電力会社については、2020年4月までに確実に発送電分離（送配電部門の法的分離）を行うこと。

以上